

議案第12号

養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例の制定について
養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例

養父市私立学校審議会条例（平成19年養父市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「により規制の特例措置」を「第12条に規定する学校教育法（昭和22年法律第26号）の特例に関する措置」に改める。

第2条中「審議会は」の次に「、市長の諮問に応じ」を加え、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校設置会社が運営する学校における市の指導監督全般に係る事項

第7条中「企画総務部総務財政課」を「教育委員会事務局教育部学校教育課」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 12 号 養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）<u>により規制の特例措置</u>の適用を受けた学校設置会社による学校設置事業について、調査審議するため養父市私立学校審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 学校設置会社の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況の評価に係る事項</p> <p>(2) <u>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 4 条第 1 項の認可又は同法第 13 条若しくは第 14 条の命令に係る事項</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第 7 条 審議会の庶務は、<u>企画総務部総務財政課</u>において行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）<u>第 12 条に規定する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の特例に関する措置の適用</u>を受けた学校設置会社による学校設置事業について、調査審議するため養父市私立学校審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第 2 条 審議会は、<u>市長の諮問に応じ</u>、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 学校設置会社の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況の評価に係る事項</p> <p>(2) <u>学校設置会社が運営する学校における市の指導監督全般に係る事項</u></p> <p>(3) <u>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 4 条第 1 項の認可又は同法第 13 条若しくは第 14 条の命令に係る事項</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第 7 条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育部学校教育課</u>において行う。</p>